## (県民の役割)

- 第6条 県民は、基本理念にのっとり、観光立県に対する関心及び理解を深めるとともに、地域の魅力を増進させ、及び地域に来訪する者に対し、その立場に立って対応するよう努めるものとする。
- 2 県民は、基本理念にのっとり、県が実施する観光立県の実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## 【説明】

本条では、県民の役割について規定しています。

観光立県の実現に向けて、オール千葉県での取組を着実に進めていくためには、各地で行われる「観光づくり地域活動」の担い手として県民の積極的な参加を得ることが不可欠と考えています。

そのためには、第一に、観光が、まちづくり・地域づくりや来訪者との交流を通じて、産業活動、社会活動、文化活動を活発化し、魅力ある活力に満ちた地域社会の形成に貢献するものであるということを県民一人ひとりに理解していただくことが重要です。

さらに本条では、こうした観光立県に関する関心や理解を深めること に加え、魅力ある観光地の形成への自発的な参画、来訪者の視点に 立ったおもてなしの実践、県の施策への協力など、県民に期待される役割を明示しています。

なお、県民の理解の促進に関しては、基本的施策の柱の一つに位置 付け、学習の機会や情報の提供を行うこととしています。